

原管発官R3第20号

令和3年4月22日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号

東京電力ホールディングス株式会社

代表執行役社長 小早川 智明

柏崎刈羽原子力発電所発電用原子炉設置許可に係る

工事計画変更届出

柏崎刈羽原子力発電所の工事計画について、令和3年4月19日付けをもって変更しましたので、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の8第3項の規定に基づき、下記のとおり届出いたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 東京電力ホールディングス株式会社

住 所 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号

代表者の氏名 代表執行役社長 小早川 智明

2. 変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地

名 称 柏崎刈羽原子力発電所

所 在 地 新潟県柏崎市及び刈羽郡刈羽村

3. 変更の内容

柏崎刈羽原子力発電所原子炉設置許可申請書は、昭和52年9月1日付け52安(原規)第250号をもって許可を受けました。

また、平成25年9月27日付け原管発官25第192号をもって変更申請を行った原子炉設置変更許可申請書につきましては、平成29年12月27日付け原規規発第1712272号をもって変更許可を受けましたが、その内容のうち、7号炉の設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の設置の工事計画について、平成30年12月13日付け原管発官30第173号及び令和2年9月25日付け原管発官R2第151号をもって変更届出を行っています。

今回、上記工事計画を添付のとおり変更致します。

4. 変更の理由

令和3年4月14日付け原規放発第21041411号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の23第2項の規定に基づく命令を受け、原子力規制検査の対応区分を第1区分に変更することを通知される日まで、柏崎刈羽原子力発電所において特定核燃料物質を移動できないため、今後の工程を明確に定められないことから、工事計画を未定に変更しました。

なお、本届出は、施設の設計及び工事の内容を変更するものではなく、施設の安全性に影響を与えるものではありません。

以 上

工事計画 (変更前)

年度		2013												2014												2019												2020												2021											
		月												月												月												月												月											
項目	7号炉	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3															
		設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の設置	7号炉	[Blank]												[Blank]												[Blank]												[Blank]												[Blank]									
[Blank]												[Blank]												[Blank]												[Blank]												[Blank]													

工事計画 (変更後)

年度		2013												2014												2019												2020												2021					
		月												月												月												月												月					
項目	7号炉	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6																		
		設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の設置	7号炉	[Blank]												[Blank]												[Blank]												[Blank]												[Blank]			
[Blank]												[Blank]												[Blank]												[Blank]												未定							